

保護林制度の改正について



平成28年10月21日
林野庁 九州森林管理局
計画保全部 計画課

1 保護林制度の改正

保護林制度

- 原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、貴重な動植物の保護、生物遺伝資源の保存等を目的に設定。
- 国有林野独自の制度として、史跡名勝天然記念物法(大正8年)や国立公園法(昭和6年)の制定に先駆け大正4年に発足し、先駆的な森林の保護制度として機能してきた。(山林局通牒 保護林設定に関する件)

制度改正の趣旨

- 保護林制度の最終改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法は大きく進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。
- これに伴い保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築する。

2 保護林の種類と推移

大正4年 山林局通牒「保護林設定ニ関スル件」

- ・学術参考保護林
- ・風致保護林
- 等

林業と自然保護に関する検討委員会
(昭和62年10月～63年12月)

高度経済成長
(木材需要拡大、
公害発生)
森林の公益的機能
自然保護運動
(知床、白神等)

平成元年 林野庁長官通達「保護林の再編・拡充について」 「保護林設定要領」制定

- ・森林生態系保護地域
- ・森林生物遺伝資源保存林
- ・林木遺伝資源保存林
- ・植物群落保護林
- ・特定動物生息地保護林
- ・特定地理等保護林
- ・郷土の森

森林における生物多様性保全の推進方策検討会
(平成20年12月～21年7月)

生物多様性保全
の要請

平成22年 「保護林設定要領」一部改正

- ・森林生物遺伝資源保存林の改正(局設定可能に)
- ・モニタリング規定追加
- ・有識者による保全管理委員会の規定追加
- 等

保護林制度等に関する有識者会議
(平成26年6月～27年3月)

世界自然遺産
の保護担保
としての要請

平成27年 林野庁長官通知「保護林制度の改正について」 「保護林設定管理要領」制定 (参考資料2参照)

- ・保護林設定要領は廃止

3 保護林制度改正の検討経過

保護林制度等に関する有識者会議(林野庁)

第1回(平成26年6月17日)

- ・国有林の現状及び諸制度について
- ・保護林制度等の現状と課題について

第2回(平成26年8月5日)

- ・事例等発表
- ・論点整理

第3回(平成26年10月14日)

- ・事例等発表
- ・保護林制度に関するこれまでの議論のまとめ
- ・論点整理

第4回(平成26年12月16日)

- ・保護林制度等に関する有識者会議におけるこれまでの議論の経過

第5回(平成27年2月10日)

- ・保護林制度等に関する有識者会議報告(案)

保護林制度等に関する有識者会議報告(平成27年3月25日);参考資料1参照



林野庁長官通知「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日発出)

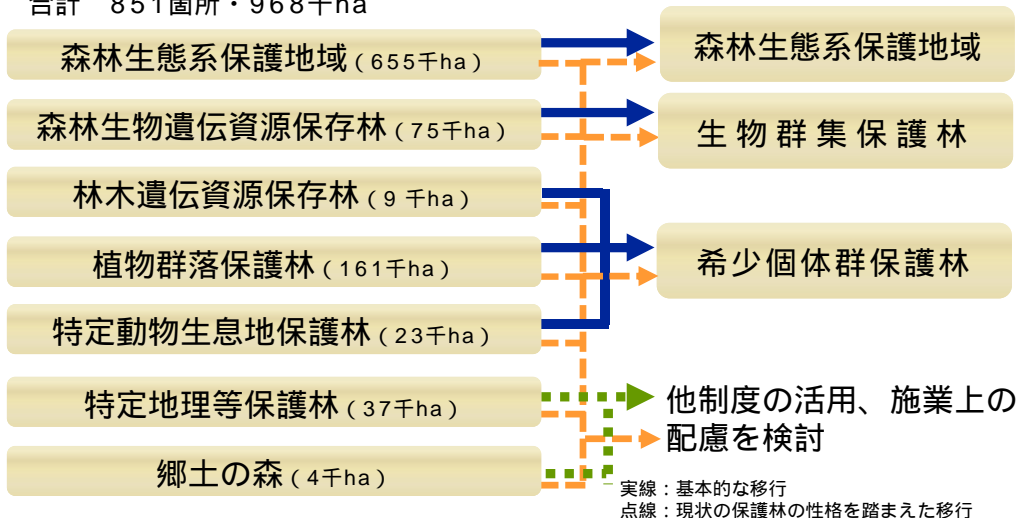
4 保護林制度改正のポイント

趣旨: 生物多様性保全に関する科学的知見・保護地域の管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した、簡素で効率的な管理体制を再構築。

1. 保護林区分の再構築

合計 851箇所・968千ha

管理体制の簡素・効率化

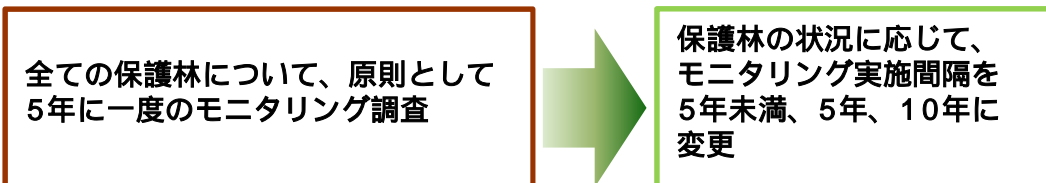


2. 管理体制の再構築

委員会の再編 既存の委員会を整理・統合し、一元的な管理委員会を立ち上げ



モニタリング実施間隔の変更



生物多様性保全手法の高度化

3. 復元の導入 (生物群集保護林)

自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見をふまえて、長期にわたる森林施業等を実施



4. 野生生物保全管理手法の導入 (希少個体群保護林)

人為による生息環境等の創出

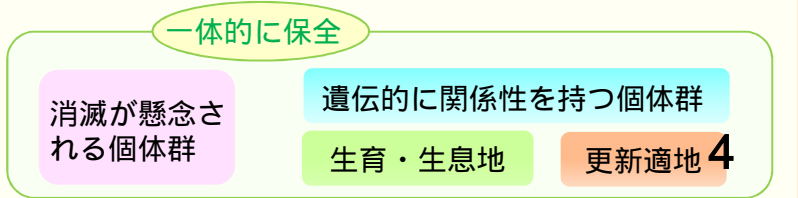
一時的な裸地の出現等、遷移過程における攪乱が個体群の持続的な生息・生育に不可欠な場合には、森林施業により人為的に環境創出



イメージ: 管理委員会での検討をふまえて、生育地拡大を図るため、生育地に隣接する林分を伐採し、更新・増殖に適した光環境を創出

野生生物の存続に必要な個体群の集合体 (メタ個体群) の保全

消滅が懸念される個体群保全のため、周辺に存在する遺伝的関係性を持つ個体群、生育・生息地等を同一の保護林として一体的に保全

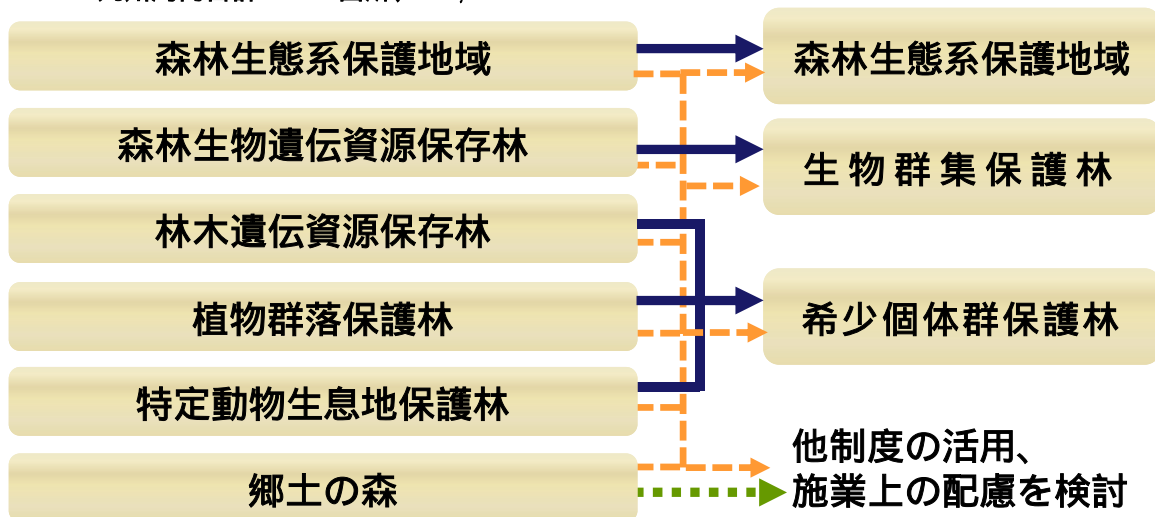


5 平成28年度における検討事項

管理体制の簡素化・効率化

1. 保護林区分の再構築

九州局内合計 99箇所、71,329ha



実線：基本的な移行
点線：現状の保護林の性格を踏まえた移行

1. 保護林区分の再構築

森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な管理を導入するため、6区分の保護林を3区分に再構築する。

2. 管理体制の再構築

森林生態系保護地域設定委員会
森林生物遺伝資源保存林設定委員会
緑の回廊設定委員会
XXモニタリング委員会
希少種委員会



森林管理局
保護林管理委員会
必要に応じて部会等を設置

2. 管理体制の再構築

既存の多数ある委員会を整理統合し、一元的な管理委員会を立ち上げる。
(資料1参照)